

平成 27 年度第 1 回 長野市廃棄物減量等推進審議会 議事録【要旨】

【開催概要】

開催日時：平成 27 年 5 月 11 日（月）10 時 00 分～11 時 42 分
開催場所：長野市防災市民センター 3 階 会議室

【次第】

- 1 開 会
- 2 会長あいさつ
- 3 環境部長あいさつ
- 4 委員の交代について
- 5 諮 問「一般廃棄物処理手数料（し尿を除く。）の改定について」
- 6 議 事
 - (1) 一般廃棄物処理手数料（し尿を除く。）の改定について
 - ア 一般廃棄物処理手数料（し尿及び生活雑排水を除く。）の改定について
 - イ 生活雑排水処理手数料の利用者負担のあり方について
 - (2) 専門部会の設置について
- 7 その他
- 8 閉 会

【会議資料】

- ・資料 1 一般廃棄物処理手数料（し尿及び生活雑排水を除く。）の改定について
- ・資料 2 生活雑排水処理手数料の利用者負担の在り方を含めた適正な手数料について

- ・参考資料 1 手数料改定に当たっての参考資料
- ・参考資料 2 水洗促進の取組状況

【出席委員】	13名
【欠席委員】	2名
【事務局】	18名
【報道・傍聴者】	1名

【会議内容(要旨)】

1 開 会

◇会議の成立と公開について報告（事務局）

2 会長あいさつ

朝と日中の寒暖差が激しく、過ごしにくい毎日だが、お集まりいただき感謝申し上げます。
本日は、一般廃棄物処理手数料の改定についての諮問がある。新しいごみ処理施設が完成する平成 30 年度以降の運用にも大きく関係する。いろいろな知識を出していただき、料金改定のあり方について審議をお願いします。（会長）

3 環境部長あいさつ

大変お忙しい中、ご出席いただき感謝申し上げます。

昨年度は、一般廃棄物処理基本計画の中間見直しについて熱心にご審議、ご意見をいただいたことに、改めて感謝申し上げます。見直した基本計画に基づき、引き続きごみの減量・分別の徹底・資源化を進めてまいります。

本日の審議会では、し尿を除く一般廃棄物処理手数料について、本審議会に諮問するとともに、専門部会の設置をお願いします。

本市の各種手数料については、「行政サービスの利用者の負担に関する基準」により、3年ごとに見直しを行うこととされており、家庭ごみ処理手数料及び清掃センター搬入ごみ処理手数料は、前回平成25年4月に見直しを行った。清掃センター搬入ごみ処理手数料の一部については改定し、家庭ごみ処理手数料については、ごみ量の減少傾向が継続していることから、本審議会の答申に基づき改定しなかった。

平成26年度のごみ量については、昨年11月の神城断層地震の影響により、家庭系可燃ごみ、不燃ごみ共に、前年度より微増傾向にあるものの、家庭ごみ有料化制度実施前と比較すると、市民の皆様のご協力により、現在も10%以上の減量効果が維持されている。

来年3月で前回見直しから3年を経過することから、ごみ量の推移も含めて、改めて適正な手数料について、本審議会のご意見を賜りたいと考えている。

また、生活雑排水処理手数料については、平成26年4月に改定したばかりだが、多額な費用をかけて下水道整備を進めている中で、下水道接続につながるような利用者負担の在り方を含め、改めて適正な手数料について、本審議会にご意見を求めるものである。

以上、本年度も審議事項は重く、難しい課題だが、幅広いご見識の中からご意見を賜りますようお願い申し上げます。

また、この場を借りて2点ご報告申し上げます。1点目として、長野広域連合が計画している施設のうち、須坂市に計画している最終処分場について、5月6日に仁礼町区の検討会から仁礼町区に対して、絶対的条件をつけて受入れを可とするという答申をいただいた。条件を満たすことができるよう広域連合や須坂市が協議するが、我々も連携して、適正かつ安定的な処理に向けて努力していきたい。

2点目として、今年の4月から新たに開始した使用済小型家電のリサイクルについて、サンデーリサイクルと家電商組合の回収協力店における回収により、5月7日現在で、約7トンの小型家電を回収できた。引き続き市民の皆様方に、希少金属の回収に向けてご理解いただくよう啓発等を行っていきたい。(環境部長)

◇事務局職員による自己紹介（管理職、事務担当のみ）

4 委員の交代について

◇長野商工会議所の高橋委員に代わり、徳武委員の就任について報告（事務局）

5 諮問

◇一般廃棄物処理手数料（し尿を除く。）の改定について、環境部長から会長へ諮問書交付

6 議事

(1) 一般廃棄物処理手数料（し尿を除く。）の改定について

ア 一般廃棄物処理手数料（し尿及び生活雑排水を除く。）の改定について

◇資料1「一般廃棄物処理手数料（し尿及び生活雑排水を除く。）の改定について」及び参考資料1により説明（事務局）

<以下、質疑応答>

（会 長） 参考資料1のシート7に、清掃センター搬入時における現行手数料と処理原価が掲載されているが、処理原価はどのように算出されたものか。

（事務局） 平成25年4月に改定したときに算出したものであり、それぞれの処理に要する経費や人件費を盛り込んでいる。可燃ごみ処理手数料については、直接清掃センターに搬入されたごみの処理手数料のため、収集運搬経費を除き焼却処理をする経費、それに伴う人件費、最終処分をする経費、及びその施設の減価償却費がベースとなった原価となっている。

（会 長） ごみ処理に係る予算を見る限り、他の分野の経費の比率が高いと思われる。人件費から減価償却費まで、全て含んだ経費で処理原価を算出しないと、どのくらい手数料を上げるかという議論はできない。参考資料1を見ると、ほとんどの手数料が処理原価に対し利用者負担が100%となっており、上げる余地がないように見える。実際は、30数億円の税金がごみ処理費用として投入されているため、この原価では納得できない。非常に難しい計算になると思うが、ごみ処理に係る全ての費用を含めた上で、処理原価を算出していただきたい。

（事務局） 当該手数料は、実際に清掃センターに持ち込む際にいただく手数料であり、利用者負担の考え方に基づいている。また、長野市では、環境省が定める一般廃棄物会計基準に基づく原価計算を行っているため、専門部会ではどのくらいの経費がかかっているかをお示しする予定である。

（委 員） 市民一人一日当たりの家庭系ごみ排出量の推移をみると、可燃ごみや不燃ごみは微増している一方で資源物は減少しているが、どのような要因が考えられるか。

（事務局） 可燃ごみ・不燃ごみについては、平成26年11月22日の長野県神城断層地震による災害廃棄物の増量が影響している。一方、資源物については、昨今の紙離れにより古紙類の回収量が減少している。また、古紙類等の資源物を店頭で回収し、ポイントを付与する仕組みを導入している事業者もあり、それらの影響が要因であると考えている。

（委 員） パソコンで資料を見て必要なものだけ印刷するというスタイルになってきている。そういう世情も反映していると感じる。

（事務局） 毎年6月に実施している家庭ごみの組成分析調査結果を見ると、全量ではなく抽出であるため安易に判断できないが、可燃ごみ・不燃ごみへの資源物混入についてはだいぶ改善されているため、資源物が可燃ごみ等に流れたという状況ではないと考えている。

（事務局） 清掃センター搬入時のごみ処理手数料の処理原価だが、これは、環境省の一般廃棄物会計基準に基づき算出したごみ処理原価である。

（会 長） それは理解しているが、現在ごみ処理に対し30数億円税金から支出しており、財政負担の状況も鑑みると、これを減らすことが命題だと考えている。そのため、ごみ処理経費全体を含めた数字で手数料を算出していただきたい。例えば、この審議会に係る費用も本来は反映させるべきである。どの程度の比重で反映させるか、難しいがお願いしたい。

（事務局） 本審議会のごみの減量や資源化を進めるという大事な役割を担っているが、審議会に係る費用は、直接ごみを処理する経費には該当しない。今回のごみ処理原価については、あくまでも処理に要する経費である。

（会 長） それは理解しているが、実際に手数料を見直す際には、ごみ処理に係る費用を全て含めて、どこにどのくらいかかっているのか推計した資料を示していただかな

いと判断できない。

(事務局) 参考資料1のシート7に掲載している手数料は、直接清掃センターに搬入する際の手数料である。それ以外に、市民がごみ集積所に出す際に現行1リットル1円のごみ処理手数料を負担いただいている。よって、ここの中で全ての経費を含めることは困難であり、どこにどのくらい負担を求めるのかというの、明確になっていない部分もある。

市民がごみ集積所に出す際のごみ処理手数料については、ごみ処理経費の概ね10%を市民にご負担いただくとの考え方に基づいて進めている。また、清掃センターへの搬入手数料については、個別の事情によって持ち込まれる際の手数料であるため、可燃ごみ・不燃ごみについては、概ね経費の50%、特定家庭用機器や犬猫等の死体処理については100%をご負担いただくといった一定の考え方に基づいて、前回までは手数料の改定を行ってきた。

(会長) 基準となる経費が、実際はどのくらいかかっているのか算出されないと判断のしようがない。

(事務局) 前回手数料改定時にも、一般会計基準に基づいたものだけではなく、長野市の予算決算上の実績から明確にするようにとのご意見をいただいた。本日はそこまでの資料は用意していないが、今後明らかにしていく。

(会長) そのように願います。我々が負担している公共的な料金は、ほぼ全て借金で賄われており、それらは全て若い世代が負担することになる。その現状を考えると、ごみ処理に税金を投入するべきではないと考える。

(事務局) その辺も含めて、資料を作成する。

(委員) 検証項目として、ペット焼却の継続の必要性等も含まれているが、これは、民業を圧迫するという観点から議論するのか、ペットは家族の一員でありごみという扱いではないという考え方から議論するのか、今後検討する上で教えていただきたい。

(事務局) 前回手数料改定時の答申の中でも付帯意見としていただいたものである。今まではそのようなサービスが民間に無く、市として進める事業と受け止め、ごみとして焼却するのではなく、家族として丁重に扱うという姿勢で市が行ってきており、今も一定のニーズはある。一方で、それ以上の手厚いサービスを行う民間事業者も増えているため、今後市としてどこまでやるべきなのか、ご議論いただきたい。

(委員) 収集された資源物の処理の流れや、資源物の売却益が多少なりとも市の財源となっているかどうかなど、一般家庭は全く知らずに資源物を出している。資源物処理の流れを教えていただきたい。また、資源物の売却益があるのであれば、ごみ処理手数料の検討の参考になるため、教えてほしい。

(事務局) 以前の審議会で長野市ごみ処理概要をお渡ししており、その中に資源物処理の流れを掲載している。市民に周知されていないのではないかとのご指摘なので、ゴミ通信やホームページ等を通じてわかりやすくPRしていきたい。

古紙類の売却益は減少しているものの、缶類や不燃ごみから回収した金属も資源化して売却している。どのくらい市の財源になっているのか今後明らかにしていく。

イ 生活雑排水処理手数料の利用者負担のあり方について

◇資料2「生活雑排水処理手数料の利用者負担の在り方を含めた適正な手数料について」及び参考資料2により説明(事務局)

<以下、質疑応答>

(委員) 生活雑排水簡易浄化槽事業補助金は、下水道がまだ整備されていない地域の方に

に対する補助金という理解でよいか。

(事務局) 現在の制度は、下水道接続が可能な地域に対しても同様に補助している。そのため、加算手数料は、下水道が接続できないのにしていない世帯に対して、加算するかどうかという考え方であり、下水道に接続できない世帯については、今までどおり何らかの補助は必要と考えている。

(委員) 参考資料2の「3 未水洗の理由」の一つに「経済的困難」とあるが、これはどのような根拠から経済的困難としているのか教えてほしい。

(事務局) 平成25年度に、対象者2,056件のうち1,554件にアンケート調査を行い、約39%の回答があった。その中で、下水道接続しない理由として、子供の学費が多額で余裕がない、年金生活で生活費だけで精一杯であるなどの理由により、経済的困難との回答をいただいたものである。

(委員) 資料2のシート10の「5 水洗促進の状況」を見ると、水洗促進対象が594で17%あるが、その方々の未水洗理由はどのようなものか。それがわかれば議論の切り崩しの方法が見えてくるのではないか。

(事務局) 未水洗の理由を個別にしっかりと把握する必要がある。ただ、今現在、下水道整備が100%終わっておらず、随時工事を進めているところであり、接続可能な地域も随時更新されていることから、このアンケート結果と、実際に下水道接続できないのにしていない世帯が一致していない状況にある。今のご指摘は非常に大事であるため、可能な限りそのようなデータも示せるよう、今後詰めていきたい。

(委員) 今の家計から考えると難しいが、何年後かに世帯の状況が変わり下水道接続が可能になるなど、その見通しが立つともう少し状況も変わるのではないか。

(事務局) 平成25年度から下水道の普及相談員を3人体制とし、供用開始から3年以上経過した長期末水洗家屋への戸別訪問を実施し、どのような理由で経済的困難なのか調査している。今年度は約3,500件の戸別訪問をする予定である。

(委員) その内容は。

(事務局) 今年度中に調査結果がまとまる予定であり、それを踏まえて、経済的に余裕があると考えられる世帯等に対しては改善命令等をしていく予定である。

(事務局) 生活雑排水簡易浄化槽清掃事業補助金の問題点の一つとして、利用者が100%払った費用に対して、市が補助金を支払うという形であれば、補助金を受けていることを利用者にも明確に理解していただける。しかし、本制度では、市民が収集経費の4割分を収集をした許可業者に対し直接支払い、残りの6割分を市が許可業者に支払っているため、利用者が補助金を受けているという意識がない。それでよいのかどうか、ただ手数料を上げればよいのかどうかということもご審議いただきたい。

(委員) 必ずしも下水道を100%整備することを目指すのではなく、山の中のトイレのように、し尿をバイオの力で分解するエコトイレ等の処理方法があってもよいのではないか。長野県は山岳県のため、県庁所在地である長野市がそのような環境に優しい処理のモデルを研究し、発信する余地があってもよい。どういう人達が水洗化に応じていないかを詳しく把握していく中で、そのような選択肢があってもよいと思う。

(事務局) そのようなご意見も専門部会で議論いただければと思うが、少し難しい点として、本審議会では廃棄物の減量等について議論していただいているが、一方で上下水道事業に係る審議会もあり、そちらの立場からすると、下水道接続に多額の費用をかけているのに接続しないことは、余計な投資をしていることに繋がりがねないため、下水道接続を推進するといった考え方もある。そのため、本審議会でそこまで立ち入るのは難しい部分があるということをご承知おきいただきたい。

(2) 専門部会の設置について

◇専門部会の設置について説明（事務局）

（会 長） 諮問事項については、専門部会を設置し審議いただき、審議会に報告していただくということである。専門部会の委員選出について、事務局の案があればお願いしたい。

（事務局） 事前に内諾をいただいた、徳武委員、直江委員、中村委員、松本委員、三野委員、矢澤委員、渡辺委員に専門部会委員としてお願いしたい。

（会 長） 発表のあった7人の委員に専門部会委員をお願いしたい。

7 その他

○本日の議事録は、事務局でまとめたものをお送りし、承認後に公開したい。簡単な日時や概要等をまとめた簡易的な開催結果と本日の資料は、別途ホームページで公開させていただく。

（事務局）

8 閉 会

（11時42分閉会）